

令和3年箕輪町告示第192号

箕輪町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和3年12月13日

箕輪町長

徳政鳥白

箕輪町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

箕輪町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年箕輪町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「同表第9号から第11号」を「同表第9号、第10号、第13号、第16号及び第17号」に改め、同条第3項中「別表第3の第9号から第11号まで」を「別表第3の第9号、第10号、第13号、第16号及び第17号」に改める。

別表第3及び第4を次のように改める。

別表3（第12条関係）

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認める期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	同上
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外	同上

にはそれらの確保を行うことができないとき	
(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	同上
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
(6) 会計年度任用職員の親族（勤務時間等規則別表の死亡した者欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族に応じ勤務時間等規則別表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する5日の範囲内において必要と認める期間
(8) 公務上の負傷又は町長が別に定める感染症の疾病に感染したことによる就労の禁止	町長が必要と認める期間
(9) 小学校6学年修了前までの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する小学校6学年修了前までの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）
(10) 要介護者の介護その他町長が定める世話をを行う会計年度任用職	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10

員が、介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	日)を超えない範囲内で必要と認める期間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）
(11) 夏季における職員の保養及び家庭生活の充実	7月1日から9月30日までの間ににおいて、1日を単位として別表第5の定める期間内において必要と認める期間
(12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき	会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(13) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の期間
(14) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(15) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(16) 会計年度任用職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し町長が定める時間）の範囲内の期間
(17) 会計年度任用職員の配偶者が	出産予定日の6週間（多胎妊娠の

出産する場合において当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達する前の子（配偶者の子を含む。）の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間で5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し町長が定める時間）の範囲内の期間
--	---

別表第4（第12条関係）

事由	期間
(1) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回その都度必要と認める期間
(2) 生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間
(3) 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
(4) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
(5) 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度において別表第6の定める期間
(6) 骨髓移植のため、骨髓液の提供希望者として登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合の当該申出又は提供に伴う検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認める期間
(7) 妊娠中の女子職員及び産後1	妊娠満23週までは4週間に1回、

年を経過しない女子の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める時間
(8) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該会計年度任用職員について正規の勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
(9) その他町長が定める場合	町長が定める期間

附 則

- この規則は、令和4年1月1日から施行する。